

診断書取得費用相当額の当社負担について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、保険金・給付金等のご請求の際、当社所定の診断書をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象とならなかったお客さまにその取得費用相当額として、一律5,250円（通院証明書、特定損傷証明書は一律3,150円）をお支払いする取扱いを、2008年6月2日から開始します。

当社は、保険金・給付金等のご請求もれを防止する観点から、営業職員やお客さま向け説明冊子等を通じて、ご請求もれの生じやすいケース等情報提供に努めるとともに、お支払いの可能性のあるものに対しては、積極的にご請求の案内を実施しています。

しかしながら、ご請求をいただきながら査定の結果、お支払要件に該当せず、保険金・給付金等をお支払いできないケースがあります。

こうしたケースが生じることを踏まえ、本取扱いを通じ、お客さまがよりご請求しやすい環境を整備します。

今後とも当社ではお客さま満足度向上に向け、実効性のある取組みを行なっていきます。

1. お支払対象

当社所定の診断書で、保険金・給付金等をご請求いただいたにもかかわらず、保険金・給付金等をお支払いできなかった場合

（注）診断書取得費用相当額のお支払いについては、当社所定の要件を満たす必要があります。

＜当社所定の要件を満たさない主な例＞

告知義務違反による解除、詐欺または不法取得目的による無効 など

2. 当社が負担する診断書取得費用相当額

診断書一通につき一律5,250円（通院証明書、特定損傷証明書は一律3,150円）

3. 取扱い開始日

2008年4月1日以降にご請求いただいたものに遡って適用します。

以上